

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	森 誠
【住所又は本店所在地】	愛知県豊田市花園町
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年5月8日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	富士精工株式会社
証券コード	6142
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	名古屋

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	森 誠
住所又は本店所在地	愛知県豊田市花園町
事務上の連絡先及び担当者名	富士精工株式会社 経営企画部長 近藤 規央
電話番号	0565-53-6612

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	森幸子
住所又は本店所在地	愛知県豊田市花園町
事務上の連絡先及び担当者名	富士精工株式会社 経営企画部長 近藤 規央
電話番号	0565-53-6612

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社シーマックス
住所又は本店所在地	愛知県豊田市吉原町平子26番地
事務上の連絡先及び担当者名	富士精工株式会社 経営企画部長 近藤 規央
電話番号	0565-53-6612

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年4月30日
訂正箇所	2026年5月7日に提出した変更報告書No.4について、提出事由が存在しないところ、誤って提出したため、これを取り下げます。